

令和3年度事業報告

1 法人の概要

[主たる事務所の所在地] 八戸市根城八丁目8番39号
[名称及び代表者] 社会福祉法人八戸市社会福祉事業団 理事長 高島 司
[法人認可年月日] 平成10年2月17日
[法人登記年月日] 平成10年2月23日

2 実施事業の種類

① 第一種社会福祉事業

ア 障害児入所施設 うみねこ学園
イ 障害者支援施設 いちい寮
ウ 養護老人ホーム 長生園
エ 児童養護施設 浩々学園
オ 母子生活支援施設 小菊荘

② 第二種社会福祉事業

ア 老人居宅介護等事業（在宅サービス課）
イ 障害福祉サービス事業（在宅サービス課、うみねこ学園、いちい寮）
ウ 老人デイサービス事業（長生園）
エ 特定相談支援事業（うみねこ学園、いちい寮）
オ 障害児相談支援事業（うみねこ学園、いちい寮）
カ 障害児通所支援事業（うみねこ塾）

③ 公益事業

ア 訪問入浴介護事業（在宅サービス課）
イ 居宅介護支援事業（在宅サービス課、長生園）
ウ 訪問入浴サービス事業（在宅サービス課）
エ 日中一時支援事業（いちい寮）

3 役員状況（令和4年3月31日現在）

(1) 定款上の定数

① 理事 6名
② 監事 2名

(2) 役員名簿

役職	氏名	職
理事長	高島 司	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団理事長
専務理事	柴田 義弘	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団専務理事
理事	岩淵 惣二	社会福祉法人同伸会理事長
理事	田口 豊實	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会会長
理事	早川 あゆみ	八戸学院大学短期大学部介護福祉学科准教授
理事	寺下 信雄	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団在宅サービス課課長
監事	舘 康寿	社会福祉法人愛育福祉会事務局長
監事	伊藤 和雄	総務省行政相談委員

4 理事会の開催状況

(1) 第109回理事会（令和3年4月13日 決議があったものとみなされた日）

審 議 案 件	
第 1号議案	浩々学園分園等改修工事に係る請負業者の選定等について

(2) 第110回理事会（令和3年6月3日）

審 議 案 件	
第 1号議案	令和3年度第1次補正予算について
第 2号議案	令和2年度事業報告について
第 3号議案	令和2年度決算について
第 4号議案	新役員候補者の選定について
第 5号議案	定時評議員会の開催について

(3) 第111回理事会（令和3年6月23日）

審 議 案 件	
第 1号議案	理事長の選定について
第 2号議案	専務理事の選定について
第 3号議案	評議員選任・解任委員会委員の選任について
第 4号議案	評議員候補者の推薦について

(4) 第112回理事会（令和3年11月17日）

審 議 案 件	
第 1号議案	令和3年度第2次補正予算について
第 2号議案	定款の一部改正について
第 3号議案	児童養護施設浩々学園運営規程の一部改正について
第 4号議案	就業規則の一部改正について
第 5号議案	準職員及び臨時職員就業規程の一部改正について
第 6号議案	登録ヘルパー就業規程の一部改正について
第 7号議案	第72回評議員会の開催について

(5) 第113回理事会（令和4年1月19日 決議があったものとみなされた日）

審 議 案 件	
第 1号議案	令和3年度第3次補正予算について
第 2号議案	臨時的処遇改善手当支給規程の制定について

(6) 第114回理事会（令和4年3月16日）

審 議 案 件	
第 1号議案	令和3年度第4次補正予算について
第 2号議案	役員等の報酬等並びに費用に関する規程細則の一部改正について
第 3号議案	組織規程の一部改正について
第 4号議案	就業規則の一部改正について
第 5号議案	給与規程の一部改正について
第 6号議案	準職員及び臨時職員就業規程の一部改正について
第 7号議案	登録ヘルパー就業規程の一部改正について
第 8号議案	育児・介護休業等に関する規程の全部改正について
第 9号議案	押印を求める手続の見直しのための関係規程の一部を改正する規程の制定について
第10号議案	令和4年度事業計画について
第11号議案	令和4年度当初予算について

第12号議案	施設長の任命について
第13号議案	理事候補者の選定について
第14号議案	第73回評議員会の開催について
第15号議案	評議員選任・解任委員会委員の選任について

5 評議員の状況（令和4年3月31日現在）

(1) 定款上の定数 8名

(2) 評議員名簿

氏名	職
間山路代	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会事務局長
古戸良一	八戸市老人クラブ連合会会長
田村正次郎	うみねこ学園・いちい寮親の会理事
赤石和枝	元八戸市立根城小学校校長
新井山雅行	根城地区社会福祉協議会顧問
下舘敏	前是川地区社会福祉協議会会長
榊敏男	鮫地区社会福祉協議会会長
鬼柳裕	元社会福祉法人八戸市社会福祉事業団専務理事

6 評議員会の開催状況

(1) 定時（第71回）評議員会（令和3年6月23日）

審議案件	
第1号議案	令和2年度決算の承認について
第2号議案	新役員を選任について

(2) 第72回評議員会（令和3年11月17日）

審議案件	
第1号議案	定款の一部改正について

(3) 第73回評議員会（令和4年3月16日）

審議案件	
第1号議案	理事の選任について

7 監事の監査状況

監査年月日	監事氏名	監査における指示指摘事項
令和3年5月26日	舘康寿 伊藤和雄	特になし

8 指導監査等に関する事項

(1) 社会福祉施設に係る指導監査の結果

施設（課）名	小菊荘	
実施年月日	令和4年1月18日	
実施主体	八戸市	
担当（室）課	健康部 こども家庭相談室	
項目	指摘事項	改善措置
処遇	指摘事項なし	
運営管理		

(2) 社会福祉施設等に係る指導監査（書面）の結果

施設（課）名	長生園	
実施日	令和3年9月30日	
実施主体	八戸市	
担当（室）課	高齢福祉課 高齢福祉グループ	
項目	指摘事項	改善措置
処遇	指摘事項なし	
運営管理		

施設（課）名	うみねこ学園	
提出期限	令和3年11月19日	
実施主体	青森県	
担当（室）課	東青地域県民局 地域健康福祉部 福祉総室	
項目	要改善・是正事項	改善措置
処遇	指摘事項なし	
運営管理	<p>雇入時健康診断について、採用から3か月以上前に受診した健康診断の結果に基づき省略している。</p> <p>採用年月日 令和3年1月4日 健康診断日 令和2年8月18日</p>	<p>労使双方ともに早急に雇用契約を締結したい意向であったため、直近の健康診断結果を基に就労の判断をした。</p> <p>令和3年12月21日に、担当職員を対象に勉強会を開催し、雇用手順について法人全体で確認した。</p>
経理	指摘事項なし	

施設（課）名	浩々学園	
提出期限	令和3年11月19日	
実施主体	青森県	
担当（室）課	東青地域県民局 地域健康福祉部 福祉総室	
項目	指摘事項	改善措置
処遇	指摘事項なし	
運営管理		
経理	<p>令和3年度において施工中の浩々学園分園等改修工事に係る設計費用について、改修工事が完了する前に建物として貸借対照表に計上している。</p>	<p>指摘事項の固定資産計上誤りについては、児童養護施設浩々学園分園開設について検討している中で、旧八戸市休日夜間急病診療所を借り受けることについて、市と協議し、借</p>

		<p>り受けの内諾は得ていたが、市の事情により借り受け時期が未定であった。</p> <p>令和4年度に借り受け時期がずれ込むことも考えられたが、内諾を受けたことから、設計から改修工事施工まで空白が生じる可能性もあったものの、借り受け確定とともに施工開始できるよう、令和2年度予算に、その他の固定資産/建物取得支出に設計業務委託契約料として計上した。</p> <p>令和2年度中に設計業務が完了し、取得価額が確定したことから、令和2年度決算において固定資産として貸借対照表及び固定資産管理台帳へ計上し、減価償却を行ったものである。</p> <p>指摘事項については了承するが、減価償却額が5,729円と少額であり、決算全体に大きな影響を与えるものではなく、また、令和2年度決算は、すでに理事会・評議員会より承認を得ているものであり、令和3年度決算による修正は行わないものとしたい。</p>
--	--	---

(3) 第三者サービス評価

施設（課）名	浩々学園
受 審 日	令和3年10月28日
評 価 機 関	公益社団法人 青森県社会福祉士会
評 価 結 果 総 評	
特に評価の高い点	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもを主体とする運営会議を定期的で開催し、子どもの満足の向上を図っている。 2 子どもを理解し、受け止めようとする方針を打ち出し、養育・支援の質の確保に努めている。 3 地区、児童相談所、小・中学校等の関係者と情報交換の機会を定期的に確保し、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
改善を求められる点	<ol style="list-style-type: none"> 1 養育・支援の標準的な実施方法の確立と見直しの機会をもうけることに期待する。 2 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を策定し、実現に向けた取組に期待する。

9 職員配置 (令和4年3月31日現在)

施設 職種	管理課	在宅 サービス課	うみねこ 学園	うみねこ 塾	いちい寮	長生園 デイサービス ケアプラン	浩々学園	小菊荘	合計
事務局長	専務理事 兼務								
課長	専務理事 兼務	[1]							[1]
園長・塾長 寮長・所長			1	[1]	1	[1]	[1]	[1]	2 [4]
事務員	3 [1]				<1>				3 [1] <1>
児童指導員 (事務員兼務含む) (夜間専門員/学習 指導員含む)			4 <4>	3			8 [3] <3>	3 <5>	18 [3] <12>
児童指導員補助			<5>	<2>			1		1 <7>
保育士 (事務員兼務含む)			8 <4>				2		10 <4>
生活支援員 (事務員兼務含む)					27 <14>				27 <14>
支援員						4 <4>			4 <4>
介護員						1 <4>			1 <4>
生活相談員 (事務員兼務含む)						2			2
生活相談員兼支援員						1			1
生活相談員兼介護員						3			3
心理指導員			[1]						[1]
栄養士			1		1	1	1		4
看護師			1		1	3 <2>			5 <2>
介護支援専門員		4				1			5
訪問介護員 (事務員兼務含む)		7 <15>							7 <15>
用務員 給食調理員等					<4>		<5>	<2>	<11>
合計	3 [1]	11 [1] <15>	15 [1] <13>	3 [1] <2>	30 <19>	16 [1] <10>	12 [4] <8>	3 [1] <7>	93 [10] <74>

※ [] 内の数字は嘱託職員の数

※ < > 内の数字は準職員及び臨時職員の数

事務局管理課

【3年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
職場構想に沿った自己評価項目へ改訂し、サービスの質の向上を図るための具体的な取組につなげる。	法人理念、職場構想、職場目標、そして個人目標を連鎖させ自己評価を行うことにより、自己評価の結果から得られた課題の取組を、より質の高いサービスの提供につなげるため、施設（課）において、職場構想を踏まえた自己評価項目に改訂し、その内容を職員間で共有した。
OJT チェックシートを活用し、新採用職員及び初級職員の育成強化を図る。	全施設（課）において、新採用職員及び初級職員を対象に個別の育成計画を策定した。 育成にあたっては、OJT チェックシートを用いて定型業務の習得状況を職員自身が点検するとともに、指導担当職員が、面談において助言・指導を定期的に行い、一人ひとりに合わせた丁寧な育成に取り組んだ。
キャリアパス制度に基づき策定した階層別育成計画を着実に実行するとともに、キャリアを反映させた処遇改善に取り組み、職員の資質向上及び定着率向上を図る。	階層別育成計画を策定したことにより、各階層（キャリア）に求められるスキルが明確になった。この育成計画に沿って、外部研修及びオンライン研修に参加させるとともに、研修内容を所属職員に向けて報告する内部研修を行う等、職員の資質向上に取り組んだ。 また、キャリアを反映させた処遇改善については、新たに制定したキャリアパス規程に基づき、キャリアに応じた昇給による処遇改善を実施した。 さらに、国の補正予算に対応した臨時的処遇改善については、働く意欲の向上を図るため、直接処遇以外の職員を含めた全職員を対象に実施した。
ホームページ及び会報等を活用し、青森県介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所の認証法人としての認知度を高めるとともに、福祉系大学等との連携を深め、人材確保を図る。	求人情報等に認証法人であることを明示するとともに、全国の大学・短期大学等の就職窓口へ直接求人情報を配信するシステムを活用し、求人を行ったことにより、正職員については、希望人数を確保することが出来た。 また、事業団ホームページ及び青森県社会福祉法人検索サイト等の法人情報について、随時、内容を更新し、最新情報の発信に努めた。

1 業務内容

(1) 本部運営に関する業務

- ① 事業計画の策定及び予算・決算に関すること
- ② 理事会、監査会及び評議員会の開催及び定款、規程等の制定改廃に関すること

(2) 事務局管理課業務

- ① 施設長会議の開催及び運営に関すること
- ② 職員の研修及び福利厚生に関すること
- ③ 自己評価に関すること
- ④ その他事業団の庶務（職員の人事・給与等に関する事務及び関係機関・団体・施設間との連絡調整）に関すること

2 施設(課)長等連絡会議

理事長・専務理事及び各施設(課)長との連絡会議を毎月開催し、法人全体に係わる事項や各施設(課)の日常的な利用者の状況及び運営上の課題等を出し合い、情報共有を図った。

内 容	開 催 月 日
定例会議 (12回)	4/22, 5/25, 6/25, 7/14, 8/25, 9/22, 10/27, 11/25, 12/16, 1/25, 2/25, 3/25
補正予算及び当初予算における臨時的処遇改善手当に係る会議	12/21

3 自己評価

各施設(課)が自らの実態を把握し、改善すべき課題を明確にすることにより、サービス及び施設運営の質の更なる向上を図ることを目的として、全施設(課)において自己評価を実施した。自己評価結果から得られた課題に対する改善策については、令和4年度の事業計画に反映させた。

また、令和2年度の自己評価結果から得られた課題について、令和3年度の実践研修として取り組み、その経過を法人全体で共有するため、実践研修報告会を行った。

4 スキルアップ支援事業

職員の資格取得及び自己啓発活動を支援するため、福祉・介護に関する資格取得に係る費用を助成するスキルアップ支援事業を実施した。

令和3年度実績
介護福祉士 2名

5 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 感染が拡大傾向にある地域を「対象地域」に定め、職員が対象地域へ出掛けた場合、対象地域に住む家族等と会った場合、業務において感染が疑われる人と接触した可能性がある場合は、一定期間(3～4日間)自宅待機とし、PCR検査又は抗原検査を受けさせ、陰性が判明した職員については、即日勤務させることとした。

また、全国の感染状況を見ながら、随時、対象地域を変更し、その都度、対象地域について職員へ通知し、周知を図った。

- (2) 感染対策のため、職員の子どもが通う学校が休校となった場合は、家庭で子どもの対応ができるよう特別休暇を与えた。
- (3) コロナワクチン接種による副反応により体調不良となった場合は、接種日の翌日に特別休暇を与えた。

○自宅待機等の状況

対 策 内 容	延べ件数
自宅待機命令	68
子ども対応のための特別休暇	8
PCR・抗原検査	55

6 職員研修の実施状況

○内部研修

月	日	研 修 名	会場	人数
4	1～2	新採用職員研修 「社会福祉法人の役割、定款・各種規程の理解」 「先輩職員ミニ講演」	総合福祉会館	16

7	13	事務員勉強会 (監事監査の結果共有、臨時職員の雇用手続き、 社会保険等)	総合福祉会館	9
12	21	総括主任・主任・事務員勉強会 (補正予算・当初予算、社会保険の適用拡大、 労務管理等)	本部事務所	15
1	24	第4回実践研修報告会	総合福祉会館	73
9 ~ 12		施設(課)間職員交換研修	各施設(課)	7
			合 計	120

○外部研修

月	日	研 修 名	会場	人数
8	7	社会福祉トップセミナー	青森県立 保健大学	1
11	7	経営者支援セミナー 「メンタルヘルス研修」	オンライン	1
1	28	改正育児・介護休業法オンライン説明会	オンライン	1
			合計	3

在宅サービス課〔居宅介護等事業〕

〔事業開始年月日〕 平成12年4月1日 指定訪問介護等事業
平成19年4月1日 指定介護予防訪問介護事業
平成28年10月1日 八戸市介護予防・日常生活支援総合事業

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう利用者の選択に基づき、多様なサービスを総合的に提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

【3年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実施状況
新たに導入するクラウドサービスを活用した業務を円滑に実施し、情報共有と事務業務の効率化を図り、サービスの質の向上に努める。	新たにクラウドサービスを導入し、6月から本格運用を開始したことに伴い、サービス提供責任者同士の情報共有が図られ、事務業務を効率化できた。 また、サービス提供責任者が、ヘルパーの援助をリアルタイムで把握し、適宜、指示やアドバイスを行うことができた。
令和3年4月の介護保険、障害福祉サービスの制度改正に対応し、変更となるサービス内容を共有すると共に、利用者へわかりやすく説明する。	制度の改正内容について職員間で共有するとともに、利用者向けに資料を作成し、分かりやすく、かつ丁寧な説明に努めた。
居宅介護支援事業所へ、新規利用者の受け入れ可能な曜日や時間帯等の情報を提供し、利用者の増を目指す。	毎月、ホームページに空き情報を掲載するとともに、各居宅介護支援事業所へファックス等で空き情報を伝えるなどの情報発信に努め、利用者増が図られたが、12月以降、職員の退職、長期休暇等により、利用者を減らさざるをえなくなり、空き情報の発信を休止した。

2 サービス内容

- (1) 身体介護
食事介助、排泄介助、更衣介助、入浴介助、身体清拭、洗髪、外出介助等
- (2) 生活援助
調理、衣類の洗濯及び補修、住居等掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物、自立生活支援の見守りの援助、関係機関及び役所等への連絡等
- (3) 生活等に関する相談、助言等
- (4) その他
市町村、ケアマネージャー、医療及び福祉等の関係機関と連携し、利用者のニーズに沿ったより良いサービスの提供に努めた。

3 安全管理

- (1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講じた。
- (2) 食中毒、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症予防について研修を行った。

4 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 職員は、毎朝夕に体温を測定するとともに、健康チェック表に記録し、体調管理を行った。
- (2) 利用者宅を訪問する時は、必ずマスクを着用し、訪問前後の手指消毒を徹底した。また、利用者の体調を確認した上で援助を行った。
- (3) 利用者の家族等が感染拡大地域から帰省した場合は、利用者及び家族の体温測定及び健康チェックの記録を依頼した。
- (4) (3)に該当する利用者に対しては、防護服、グローブ、キャップ、シューカバーを着用し、援助を行った。
- (5) 随時、感染症対策委員会を開催し、対策内容を検討、実施した。
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策について、職員研修を実施した。

5 苦情への対応

「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、利用者及び家族等からの苦情に、迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和3年度苦情受付数 0件

6 サービス評価

自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握するとともに、改善すべき課題を明確にしてサービスの向上に努めた。

また、サービス提供責任者が、3ヶ月に1回以上利用者のモニタリングを実施し、サービス内容の評価を行い、質の向上を図った。

7 利用者負担の軽減

低所得者等に対する訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業を含む）に係る利用者負担額の軽減を実施した。

対象者	延べ12名
軽減額	7,408円

8 実習生の受け入れ

実習生所属先	実習内容	期間	人数
八戸学院大学短期大学部	訪問介護	8月30日～8月31日	2
		9月2日～9月3日	2
		11月3日～11月4日	1
合計			5

9 職員研修の実施状況

○内部研修

月	日	研修内容	人数
4	19～22	ICT機器活用について	19
5	18, 20, 24	事故発生予防・再発防止に関する研修	19
6	16～17 21～22	感染症・食中毒に関する研修/感染症・食中毒によるヒヤリハット/介護報酬改定について	18
7	21, 26, 30	接遇について	18
8	20, 23	緊急時の対応について	19
9	15, 17, 22	認知症を理解する/新型コロナウイルス感染症対策について	17
10	15, 18, 20, 22	倫理、職場構想について	18

11	9, 15, 16	高齢者虐待防止について	18
12	13~15, 17	感染症、食中毒の予防及び蔓延の防止について/リスクマネジメントの考え方について	17
2	15~18, 21	腰痛予防について	14
3	23	運転者のアルコールチェックについて/コロナ感染対策/カイポケの記録記入の注意点	15
合計			192

○外部研修

月	日	研修内容	場所	人数
5	19	コネクト8事例検討会コロナワクチン接種と副反応への対応	オンライン	1
7	29, 30	キャリアパス対応生涯研修初任者コース	オンライン	1
9	15	安全運転管理者講習会	八戸市	1
	16	服薬状況の把握と多職種連携による服薬支援	オンライン	1
	21	認知症の程度に合わせた接し方とケア	オンライン	1
10	19	副安全運転管理者講習会	八戸市	1
	8	介護サービスの情報公表制度「10のテーマ」プライバシー保護・倫理及び法令遵守等	オンライン	1
	19	介護サービスの情報公表制度「10のテーマ」ターミナルケアの取り組みと精神的ケア、高齢者虐待防止について	オンライン	1
11	26	介護サービスの情報公表制度「10のテーマ」感染症・食中毒の予防及び防止について、リスクマネジメントについて	オンライン	1
12	7	経営者支援セミナー メンタルヘルス研修会	オンライン	1
3	15	介護支援専門員・介護職員合同シンポジウム研修	オンライン	1
合計				11

10 業務体制

合計	管理者	サービス提供責任者	訪問介護員		事務員
			正職員	臨時職員	
17	1	3	2	10	1

11 利用者の状況（令和4年3月31日現在）

事業	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	人数合計	年間訪問時間
	事業	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			
訪問介護		53	53	57	55	56	56	57	57	53	52	47	45	641	7,373.5
介護予防・日常生活支援総合事業		16	16	14	13	12	14	13	15	15	16	16	16	176	1,089.5

在宅サービス課〔訪問入浴介護事業〕

〔事業開始年月日〕 平成12年 4月1日 指定訪問入浴介護事業
平成18年10月1日 八戸市地域生活支援事業(訪問入浴サービス事業)
平成19年 4月1日 介護予防訪問入浴介護事業

1 事業運営の基本方針

要介護認定を受けた要介護者、介護予防要支援者に対し、訪問入浴サービスを提供することにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持及び家族の介護負担軽減を図る。

【3年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
入浴援助方法の標準化を行い、業務効率化や事故防止に努める。	作業工程ごとの手順書を作成し、役割を明確にすることで無駄な動きが無くなり、業務を効率化できた。 また、浴槽用品や備品の交換及び取り扱いを正確に行うことで、浴槽やホースの接続部分からの水漏れ等の軽微なミスを防止することができた。
クラウドサービスの導入に伴うデータ移行作業を確実にを行い、ICT 機器を活用した業務を円滑に実施する。	利用者の基本情報の移行作業が完了した後、利用者ごとの経過記録や予定実績等の入力作業を実施し、職員間で共有できた。
令和3年4月の介護保険制度改正に適切に対応し、変更となるサービス内容を共有すると共に、利用者へわかりやすく説明する。	制度の改正内容について職員間で共有するとともに、利用者向けに資料を作成し、分かりやすく、かつ丁寧な説明に努めた。
居宅介護支援事業所へ、新規利用者の受け入れ可能な曜日や時間帯等の情報を提供し、利用者の増を目指す。	ホームページに空き情報を掲載するとともに、各居宅介護支援事業所へファックス等で空き情報を伝えるなどの情報発信に努め、利用者増に努めた。

2 サービス内容

(1) 訪問入浴

利用者に浴槽を提供し、入浴前後の健康チェック、入浴準備、衣服の着脱、洗髪、入浴介助を行った。

(2) 清拭又は部分浴

心身の状況等の理由により全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により清拭又は部分浴を行った。

3 安全管理

(1) 入浴車輛の日常点検及び定期点検により、不良個所の早期発見や適切な修繕等を施し、安全管理に努めた。

(2) 感染症予防マニュアルに基づき、衛生管理を行った。

(3) インフルエンザ等の感染症予防について研修を行った。

(4) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講じた。

4 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 職員は、毎朝夕に体温を測定するとともに、健康チェック表に記録し、体調管理を行った。

- (2) 利用者宅を訪問する時は、必ずマスクを着用し、訪問前後の手指消毒を徹底した。また、利用者の体調を確認した上で援助を行った。
- (3) 利用者の家族等が感染拡大地域から帰省した場合は、利用者及び家族の体温測定及び健康チェックの記録を依頼した。
- (4) (3)に該当する利用者に対しては、防護服、グローブ、キャップ、シューカバーを着用し、援助を行った。
- (5) 随時、感染症対策委員会を開催し、対策内容を検討、実施した。
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策について、職員研修を実施した。

5 苦情への対応

「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、利用者及び家族等からの苦情に、迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和3年度苦情受付数 0件

6 サービス評価

自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握するとともに、改善すべき課題を明確にしてサービスの向上に努めた。

また、サービス提供責任者が、3ヶ月に1回以上利用者のモニタリングを実施し、サービス内容の評価を行い、質の向上を図った。

7 職員研修の実施状況

○内部研修

月	日	研修内容	人数
4	23	第57回全国入浴福祉研修会（オンラインセミナー）研修報告	11
5	21	介護職の接遇について	11
6	18	介護におけるプライバシー保護・個人情報取扱いの重要性について	11
7	19	デベロオンラインセミナー 「安全入浴の基礎知識と清拭・部分浴の方法」研修報告	11
8	23	デベロオンラインセミナー「感染症対策」研修報告	10
9	20	「認知症の基礎知識」認知症を理解する	9
10	25	デベロオンラインセミナー 「安全な移乗方法の再検討」研修報告/緊急時の対応について	10
11	22	利用者の状態確認と手順を検討する	10
12	13, 14	救急蘇生法について	10
1	18	高齢者の「スキンケア」皮膚トラブルを防ぐ方法について	10
2	22, 26, 28	高齢者虐待防止について	10
3	25, 26	訪問入浴ヒヤリハット・事故事例の再発防止について	10
合計			123

○外部研修

月	日	研修内容	場所	人数
6	25	デベロレベルアップ講座 「安全入浴の基礎知識と清拭、部分浴の方法」	オンライン	3
9	17	デベロレベルアップ講座 「訪問入浴介護の要点チェックについて」	オンライン	2
11	16	介護サービスの情報公表制度 「10の研修テーマ」接遇とコミュニケーション	オンライン	1

19	青森県介護サービス事業所認証評価制度 スキルアップセミナー「OJT 指導者研修」	オンライン	1
合計			7

8 業務体制

合 計	管理者	サービス提供 責任者	訪問介護員		事務員
			正職員	臨時職員	
10	[1]	1	[2]	5	[1]

※ [] は兼務

9 利用者の状況（令和4年3月31日現在）

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	人数 合計	年間 利用回数
訪問入浴	21	21	22	22	22	19	23	24	21	21	19	18	253	1,265

※コロナ感染対策による休業期間：2月21日午後、3月18日～22日

在宅サービス課〔居宅介護支援事業〕

〔事業開始年月日〕 平成12年4月1日 指定居宅介護支援事業

1 事業運営の基本方針

- (1) 介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるよう介護支援専門員が心身の状況、生活環境、本人や家族の希望に沿って、居宅サービス計画（ケアプラン）及び介護予防サービス支援計画を作成し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう事業者及び関係機関との連絡調整を行う。
- (2) 市町村、サービス事業者及び関係機関と連携を図るとともに、提供されるサービスが特定の事業者等に不当に偏ることがないように、公正中立に配慮する。
- (3) 介護認定調査は、心身の状況や生活環境等の把握に努め、全国一律の基準を用い実施する。

【3年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
高齢者支援センター、関係機関及び地域団体と連携を深め、フォーマルサービス及びインフォーマルサービスに関する情報交換や地域のニーズの把握に努める。	高齢者支援センター主催の地域ケア会議（オンライン）に出席し、多職種と各地域におけるニーズ、問題点等を検討し、連携を図る事ができた。 また、地域にあるインフォーマルサービスについて、情報収集ができた。
令和3年4月の介護保険の制度改正に対応し、改正内容を共有すると共に、利用者へわかりやすく説明する。	制度の改正内容について職員間で共有するとともに、利用者向けに資料を作成し、分かりやすく、かつ丁寧な説明に努めた。
クラウドサービスの導入に伴うデータ移行作業を確実にを行い、ICT 機器を活用した業務を円滑に実施する。	クラウドサービスへのデータ移行を計画通りに行い、各々が活用方法を迅速に習得し、ケアプラン作成や給付管理等の業務を円滑に実施できた。 また、夜間・休日に利用者、家族及び事業者等からの問い合わせがあった場合は、タブレットで利用者の情報を確認し、的確に対応することができた。

2 業務内容

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (2) 介護予防サービス支援計画の作成
- (3) 他事業者及び関係機関との連絡調整
- (4) 要介護認定調査
- (5) 要介護認定の申請手続き及び更新認定の申請手続き
- (6) サービスの利用相談及び情報提供

3 安全管理

- (1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講じた。
- (2) 利用者間の感染症の媒体とならないよう、衛生管理に努めた。
- (3) 個人情報については、法令に基づき、利用者や家族に対して利用目的を明確にした上で同意を得、使用に当たっては細心の注意を払い必要最低限の範囲で使用した。

4 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 職員は、毎朝夕に体温を測定するとともに、健康チェック表に記録し、体調管理を行った。

- (2) 訪問時には、必ずマスクとともにフェイスシールドを着用し、訪問前後の手指消毒を徹底した。
- (3) 訪問時には、利用者の体調を確認した上で対応した。
- (4) 随時、感染症対策委員会を開催し、対策内容を検討、実施した。

5 苦情への対応

「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

受け付けた苦情は、担当ケアマネジャーが事実関係を調査の上、管理者、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び利用者やその家族と解決策を協議し、解決に努めた。

また、苦情受付後の対応について利用者や家族へ報告するとともに、ケアマネ会議で周知を図った。

令和3年度苦情受付数 1件

6 サービス評価

自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握するとともに、改善すべき課題を明確にしてサービスの向上に努めた。

また、ケアマネジャーが、毎月利用者を訪問してモニタリングを実施し、サービスの評価を行い、質の向上を図った。

7 実習生の受け入れ

実習内容	期間	人数
青森県介護支援専門員実務研修	1月28日	1
	2月7日	
	2月8日	

8 職員研修の実施状況

○内部研修

月	日	研修内容	人数
毎週	1回	ケアマネ会議（困難ケース等に係る意見交換・外部研修の報告） 3人×4回×12月	144
7	29	認知症について	3
10	29	指定居宅介護支援事業所における個人情報の保護に関すること	3
3	9	アセスメント様式の使い方 第1回勉強会	3
3	25	アセスメント様式の使い方 第2回勉強会	3
合計			156

○外部研修

月	日	研修内容	場所	人数
7	12	第1回包括支援事業研修会	オンライン	1
8	10	八戸地域居宅介護支援事業所 第2回合同事例検討会	オンライン	3
8	20	青森県介護サービス事業所認証評価制度 スキルアップセミナー「OJT指導者研修」	オンライン	1
9	16	第3回地域ケア会議（個別会議）	オンライン	2
10	5	第2回包括的支援事業研修会	オンライン	3
	15	度青森県歯科保健指導者研修会	オンライン	2

10	20	第4回地域ケア会議（個別会議）	オンライン	2
11	10	八戸圏域連携中枢都市圏高齢者福祉合同研修会	オンライン	2
	17	第3回包括的支援事業研修会	オンライン	2
12	1	八戸市医療と介護の多職種連携研修会	オンライン	3
	9	八戸地域介護支援専門員協議会研修	オンライン	2
	15	青森県介護支援専門員協会八戸支部研修会	オンライン	1
	21	青森県介護支援専門員 居宅介護支援事業所等における管理者研修（実践編）	オンライン	1
1		介護支援専門員実務研修 実習指導者養成研修	オンライン	1
		八戸地域介護支援専門員協議会 研修会	オンライン	3
2		青森県介護支援専門員法定外研修 重点課題解決研修	オンライン	1
3		介護支援専門員・介護職合同シンポジウム研修	オンライン	1
合計				31

9 業務体制

合 計	管理者兼 介護支援専門員	介護支援専門員
4	1	3

10 利用者の状況（令和4年3月31日現在）

事業 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	人数 合計
介護保険	83	80	83	82	84	85	83	85	89	87	84	83	1,008
予防マネジメント	16	18	16	18	17	18	19	19	20	21	21	21	224
認定調査	11	11	9	9	12	7	6	9	7	5	4	2	92

在宅サービス課〔障害福祉サービス事業〕

〔事業開始年月日〕 平成 15 年 4 月 1 日 障害福祉サービス事業
平成 24 年 4 月 1 日 障害福祉サービス事業（同行援護）

1 事業運営の基本方針

八戸市より支給決定を受けた障害者と難病患者等に対し、障害者総合支援法の趣旨に従い、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図る。

2 サービス内容

(1) 身体介護

食事介助、排泄介助、更衣介助、入浴介助、身体清拭、洗髪、通院介助等

(2) 家事援助

調理、衣類洗濯及び補修、住居等掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関及び役所等への連絡等

(3) 同行援護

移動時、外出先での視覚的情報の支援、排泄介助、食事介助等

(4) 生活等に関する相談、助言等

(5) その他

市町村、相談支援専門員、医療及び福祉等の関係機関と連携し、利用者のニーズに沿ったより良いサービスの提供

3 安全管理

(1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講じた。

(2) 食中毒、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症予防について研修を行った。

4 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 職員は、毎朝夕に体温を測定するとともに、健康チェック表に記録し、体調管理を行った。

(2) 利用者宅を訪問する時は、必ずマスクを着用し、訪問前後の手指消毒を徹底した。また、利用者の体調を確認した上で援助を行った。

(3) 利用者の家族等が感染拡大地域から帰省した場合は、利用者及び家族の体温測定及び健康チェックの記録を依頼した。

(4) (3)に該当する利用者に対しては、防護服、グローブ、キャップ、シューカバーを着用し、援助を行った。

(5) 随時、感染症対策委員会を開催し、対策内容を検討、実施した。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策について、職員研修を実施した。

5 苦情への対応

「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和 3 年度苦情受付数 0 件

6 サービス評価

自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握するとともに、改善すべき課題を明確にしてサービスの向上に努めた。

また、サービス提供責任者が、3ヶ月に1回以上利用者のモニタリングを実施し、サービス内容の評価を行い、質の向上を図った。

7 職員研修の実施状況

○内部研修

居宅介護等事業と同様のため省略

○外部研修

月	日	研修内容	場所	人数
12	6, 7, 8	青森県同行援護従事者養成研修（一般課程）	青森市	1

8 業務体制

合計	管理者	サービス提供責任者	訪問介護員		事務員
			正職員	臨時職員	
[17]	[1]	[3]	[2]	[10]	[1]

※[]は兼務

9 利用者の状況<令和3年3月31日現在>

事業	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	人数合計	年間訪問時間
	事業	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			
居宅介護		15	15	16	16	16	17	17	17	17	18	19	15	198	2,442
同行援護		8	7	7	8	8	8	8	9	8	6	6	6	89	925

在宅サービス課〔訪問入浴サービス事業〕（八戸市地域生活支援事業）

〔事業開始年月日〕 平成12年 4月1日 八戸市訪問入浴サービス事業
平成18年10月1日 八戸市地域生活支援事業
平成19年 4月1日 訪問入浴サービス事業

1 事業運営の基本方針

八戸市地域生活支援事業として、歩行が困難で移送に耐えられない等の事情がある障害者（児）に対し、訪問入浴サービスを提供する。

2 サービス内容

(1) 訪問入浴

利用者に浴槽を提供し、入浴前後の健康チェック、入浴準備、衣服の着脱、洗髪、入浴介助を行った。

(2) 清拭又は部分浴

心身の状況等の理由により全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により清拭又は部分浴を行った。

3 安全管理

- (1) 入浴車輛の日常点検及び定期点検により、不良個所の早期発見や適切な修繕等を施し、安全管理に努めた。
- (2) 感染症予防マニュアルに基づき、衛生管理を行った。
- (3) インフルエンザ等の感染症予防について研修を行った。
- (4) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講じた。

4 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 職員は、毎朝夕に体温を測定するとともに、健康チェック表に記録し、体調管理を行った。
- (2) 利用者宅を訪問する時は、必ずマスクを着用し、訪問前後の手指消毒を徹底した。また、利用者の体調を確認した上で援助を行った。
- (3) 利用者の家族等が感染拡大地域から帰省した場合は、利用者及び家族の体温測定及び健康チェックの記録を依頼した。
- (4) (3)に該当する利用者に対しては、防護服、グローブ、キャップ、シューカバーを着用し、援助を行った。
- (5) 随時、感染症対策委員会を開催し、対策内容を検討、実施した。
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策について、職員研修を実施した。

5 苦情への対応

「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和3年度苦情受付数 0件

6 サービス評価

自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握するとともに、改善すべき課題を明確にしてサービスの向上に努めた。

また、サービス提供責任者が、3ヶ月に1回以上利用者のモニタリングを実施し、サービス内容の評価を行い、質の向上を図った。

7 職員研修の実施状況

○内部研修

訪問入浴介護事業と同様のため省略

○外部研修

月	日	研修内容	場所	人数
7	16	デベロレベルアップ講座「感染症対策について」	オンライン	3
合計				3

8 業務体制

合 計	管理者	サービス提供 責任者	訪問介護員		事務員
			正職員	臨時職員	
[10]	[1]	[1]	[2]	[5]	[1]

※[]は兼務

9 利用者の状況<令和4年3月31日現在>

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	人数 合計	年間 利用回数
人数	6	6	6	6	5	4	4	4	4	4	4	4		

※コロナ感染対策による休業期間：2月21日午後、3月18日～22日

う み ね こ 学 園

〔施設の種類〕	障害児入所施設
〔定員〕	40人
〔所在地〕	八戸市大字鮫町字小舟渡平9番地50
〔建設年月日〕	昭和41年3月31日 令和2年3月31日（移転改築）
〔事業開始年月日〕	平成20年4月1日
〔施設の概要〕	敷地 8013.47㎡ 建物 木造平屋建 延床面積 1715.30㎡

1 事業運営の基本方針

- (1) 保護者及び利用者の意向、利用者の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して支援を提供するとともに、利用者の成長について継続的な評価を実施することにより、適切かつ効果的な支援を提供する。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援の提供に努める。
- (3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置し、必要な体制の整備を行うとともに、職員研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

【3年度重点目標及び新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実施状況
小規模グループケアを生かし、掃除・洗濯・炊事等を通じて日常生活能力を身に付けさせるために、まず今年度は、ユニットのキッチンで調理体験を行い、自立へ向けて炊事の経験をさせる。	月ごとに段階を踏んで調理体験を行い、調理の技術や知識を学んだ。自炊の楽しさ・難しさを経験するなかで、児童同士がアドバイスをするなど、作業における良い面が見られた。経験を積むことで、調理レベルも上がり、児童の自信につながった。
リモート会議の環境を整え、研修などの機会を確保することにより、職員の資質の向上に努める。	オンライン環境を活用したリモート研修に職員を参加させ、個人のスキルアップを図った。新しい知識やスキルを取り入れることで、職務に対する理解を深め、習熟することが出来た。
鮫地区の地域行事へ参加し、開かれた施設として、鮫町住民との交流に努める。また、鮫小中学校の知的障害学級、自閉症・情緒障害学級と情報交換を深めることにより、共生社会を目指した施設づくりを推進する。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、鮫地区の地域行事全てが中止となり、住民との交流が十分に出来なかった。地域交流は出来なかったが、鮫地区各団体や鮫小学校・鮫中学校等に対し、「学園だより」を通じて学園の状況を理解してもらえよう努めた。

2 入所者の処遇

(1) 生活支援等

- ① 小規模グループケアを実施することで、意見や人格を尊重し、年齢や成長に合わせて、日常生活に必要な基本的な生活習慣を身に付けられるよう支援した。
- ② 心理指導担当職員を配置し、必要に応じて心理検査及び面接を行い、情緒安定を図った。
- ③ 一人ひとりの特性、能力等に応じた学習指導を行うとともに、県立八戸第二養護学校及び県立八戸高等支援学校との連絡会議等を通じ、連携を図ることにより、両学校の教育目標と整合性のある支援を行った。
- ④ 園内外の作業活動や職場実習等を通じ、社会生活に必要な知識や技術の習得を支援するとともに、一人ひとりの特性、能力等に応じ地域において自立した生活を営むことが出来るよう職業指導及び情報提供を行った。
- ⑤ 保護者面談や個別支援会議等をもとに、一人ひとりに合わせた支援目標を設定し、随時支援経過の評価を行うとともに、施設での支援の成果を家族に確認してもらうため、定期的に家庭実習を実施した。
- ⑥ 高校3年生が、将来、安心安全な職業生活を送れるよう、自立生活訓練室での生活体験において、助言・指導を行った。
- ⑦ 退所後に、引き続き安定した生活を送ることができるよう、相談窓口を設置するとともに、職場及び家庭訪問や電話連絡等を通じ、退所後の生活について助言、指導するなど適切なアフターケアを行った。

(2) 給食管理

- ① 小規模グループケアのユニットごとに少人数で家庭的な雰囲気を楽しみながら食事をすることによって、情緒の安定を図るとともに、安心できる食事環境を提供した。
- ② IH（電磁誘導加熱）調理器を導入し、より安全な環境で給食を提供するとともに、厨房内の温度管理の適正化を図ることにより、衛生管理の向上に努めた。
- ③ バランスのとれた栄養を確立するとともに、外部委託業者との連携を密にし、嗜好、残食等の状況を把握し、献立内容の充実を図った。
- ④ 行事、季節に応じた献立の作成を工夫するなど、適温で魅力ある食事の提供に努めた。
- ⑤ 児童参加型の給食会議を毎月開催し、一人ひとりの嗜好の把握と意見の反映に努めた。

3 健康管理

- (1) 児童の健康状態を観察し、健康診断や諸検査を定期的実施したほか、嘱託医、学校、保護者等と連携をとりながら、感染症等の予防、疾病の早期発見、早期治療に努めた。
- (2) 疾病等があった場合、速やかな治療に対応するため、地域の医療機関との連携に努めた。また、協力医療機関として、地域の内科医院及び歯科医院に協力を依頼した。
- (3) 職員の保健衛生知識の向上を図るとともに、児童に対する保健指導と衛生的な環境の維持に努めた。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、入所児童及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

また、施設内に苦情解決の仕組みを掲示し、入所児童及び家族等に周知を図った。

第三者委員に対しては、前年度に引き続き、報告会（現況報告、情報交換等）を実施した。

令和3年度苦情受付数 0件

(2) 虐待防止

「うみねこ学園虐待防止対応要綱」に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、虐待防止のための体制を整備した。

また、入所児童の心身の安全と人権の保護に努めるとともに、権利擁護に対する意識を高めるため、職員研修を実施した。

令和3年度虐待受付数 1件

○第三者委員

平 間 恵 美 (八戸市社会教育委員会)

松 井 敬 子 (八戸市東地区民生委員児童委員協議会会長)

石 藤 奈保子 (八戸市東地区民生委員児童委員協議会主任児童委員)

5 施設サービス評価

(1) 個人として尊重し、常に児童本位で対応するため、施設が行うサービスを自己評価することにより、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図った。

(2) 青森県東青地域県民局による社会福祉施設に係る指導監査(書面監査)を受け、運営管理項目において「雇入時健康診断について採用から3ヵ月以上前の健康診断結果に基づき省略している。」という指摘を受けた。12月に担当職員を対象に開催された勉強会において、雇用手順について法人全体で確認したことから、その旨の是正改善報告書を提出した。

6 安全管理

(1) 防災設備等を定期的に点検するとともに、消防署等の指導のもと、施設独自の防災訓練を実施した。地区消防団へは、万が一火災が発生した時の協力を依頼した。

(2) 避難訓練の際は、地域住民に対し、火災ベルが聞こえないよう配慮するとともに、訓練への協力を仰いだ。

(3) 警察署等の指導のもと不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上に努めた。

7 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 来園者対策

来園者に対し、手指消毒と検温を依頼し、体温が37.5度以上の場合は、入園は遠慮して頂いた。来園者は、来園者名簿に住所・氏名・連絡先・健康状態等を記入し記録に残した。

(2) 職員対策

職員自身が感染しないことを目標に不要不急の外出はしないこととした。また、体温測定は、毎日2回(出勤前、出勤後)行い、体温記録表に記載した。体温が37.5度以上ある場合または体調がすぐれない場合には無理して出勤せず、園長に報告の上、出勤は見合わせた。

(3) 入所者対策

体温測定は、毎日2回(起床時及び15時)行い、体温記録表に記載し記録を残した。下校時や食事の時間などには手洗いおよび手指消毒を行った。精神的安定のための週末帰宅の際には、不要不急の外出は控えるように保護者に依頼した。また、子ども会議等で定期的に感染予防の徹底の周知やポスターの掲示を行い、感染予防の意識向上を図った。

(4) 保護者対策

各ユニット内への立ち入りを制限し、帰宅帰園の際は各ユニット風除室にて児童の引き渡しをするよう、保護者への協力を要請した。

8 地域貢献・地域との交流等

(1) ボランティアの受入れ

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、ボランティアの受入れを中止した。

(2) 実習生の受入れ

実習生所属先	実習内容	期間	人数
八戸市立高等看護学院	看護師	4月20日～10月15日	延 27
弘前大学	介護体験	10月25日～10月29日	1
岩手県立大学	ソーシャルワーク	8月25日～2月18日	1
青森明の星短期大学	保育士	8月30日～9月9日	1
八戸学院大学	見学	11月17日	20
八戸看護専門学校	見学	1月20日	45
八戸学院大学短期大学部	保育士	1月24日～4月6日	延 8
合計			延 103

(3) 地域との交流・連携等

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、地域交流を実施しなかった。また、参加を予定していた地域行事も中止された。

9 年間行事の実施状況

月	日	行事名	場所
12	15	クリスマス会	園内
2	17	卒業・進級を祝う会	園内

※毎月1回行ったもの

誕生会、避難訓練、職員会議、業務会議、給食会議、県立八戸第二養護学校・県立八戸高等支援学校との連絡会議、主任会議

10 職員研修の実施状況

○内部研修

月	日	研修内容	人数
4	21	新採用職員研修	1
5	11, 25	コモンセンスペアレンティング講座	6
	25	虐待防止に関する研修	13
9	28	虐待防止に関する研修	13
		コロナウイルスが発生した際の対応	13
10	26	虐待防止に関する研修	15
		コモンセンスペアレンティング講座	15
12	14	虐待防止に関する研修	14
		アンガーマネジメントに関する研修	14
1	25	セクシャルハラスメントに関する研修	13
2	17	リスクマネジメントに関する研修	18
合計			135

○外部研修

月	日	研修内容	場所	人数
5	19	コロナワクチン接種と副反応への対応について	オンライン	1
6	29	風水災害時のリスクマネジメント	オンライン	1
8	5	理学療法が特別支援教育に求めるもの	オンライン	1
9	30	BCP オンラインセミナー	オンライン	1

10	1	ソーシャルワークの視点を用いた子ども・家庭支援	オンライン	1
11	27~28	保育現場における「保育の質の向上」と保育士養成校の役割・課題	八戸市	1
	30	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	青森市	1
12	1	全国児童発達支援施設運営協議会 栃木大会	オンライン	1
	4	健康づくり提唱の集い	青森市	1
1	18~19	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	青森市	1
	27~28	第58回全国知的障害福祉関係職員研究大会(京都大会)	オンライン	1
合計				11

11 寄附の状況

寄附申込者	寄附目的・品名	金額	受領年月日
匿名	現金	1,000,000円	令和3年6月17日
八戸東ロータリークラブ	屋外テント3台	—	令和3年8月31日
匿名	現金	50,000円	令和3年11月19日
村井 格	現金	10,000円	令和3年12月24日
(株)かさい	現金	10,000円	令和4年1月11日
エプソンアトミックス労働組合	ロボット掃除機	—	令和4年1月28日
(株)かさい	現金	10,000円	令和4年2月10日
(株)かさい	現金	10,000円	令和4年3月10日

12 業務体制（定員40人）

○人員に関する配置基準（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条）

基準合計	施設長	児童発達支援 管理責任者	保育士 児童指導員	栄養士	嘱託医	職業指導員		心理指導担当職員	
						職業指導員	心理指導担当職員		
22	1	1	16	1	1	1	1		

※職業指導員及び心理指導担当職員については、職業指導及び心理指導を行う場合に配置

○職員配置

配置合計	施設長	児童発達支援 管理責任者	保育士 児童指導員	職業指導員	心理指導員	看護師	栄養士	事務員	嘱託医	児童指導員補助
31	1	1	17	1	1	1	1	1	2	5

13 入所者の状況（令和4年3月31日現在）

(1) 学年別状況

区分	小学部		中学部		高等部		入所者合計	
男子	3	(1)	5	(1)	15	(2)	23	(4)
女子	1	(1)	1	(0)	6	(1)	8	(2)
合計	4	(2)	6	(1)	21	(3)	31	(6)

※（ ）は措置入所の数、卒園児童10人

(2) 障害程度別状況

区分	最重度・重度	中度・軽度	合計
男子	6	17	23
女子	3	5	8
合計	9	22	31

(3) 月初日別入所状況

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	32	38	38	38	38	38	38	38	39	39	40	41

うみねこ学園〔短期入所事業〕

〔定員〕 2人
〔事業開始年月日〕 平成20年4月1日

1 事業運営の基本方針

- (1) 居宅において養育を行う者の疾病その他の理由により、施設への短期間（原則月7日間）の入所を必要とする障害児等に対し、入浴、排泄、食事といった日常生活上の支援を提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 利用者の処遇

- (1) 生活支援等
入浴、食事、排泄その他個々の利用者の心身の状況に応じた適切なサービスを行った。
- (2) 給食管理
利用者の栄養管理、健康状態及び嗜好を考慮した食事提供に努めた。
- (3) 相談及び援助
利用者及びその家族からの相談に適切に対応するとともに、必要な助言に努めた。

3 健康管理

うみねこ学園に準じて健康管理を行った。

4 苦情への対応及び虐待防止

- (1) 苦情への対応
うみねこ学園同様に、「施設利用者等の苦情解決制度実施要綱」に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和3年度苦情受付数 0件

- (2) 虐待防止

うみねこ学園同様に、「うみねこ学園虐待防止対応要綱」に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、利用者の人権を保護するための体制を整備した。

令和3年度虐待受付数 0件

5 施設サービス評価

利用者を個人として尊重し、常に利用者本位で対応するため、施設が行うサービスを自己評価し、改善すべき課題を明確にして、サービスの質の向上を図った。

6 業務体制

障害児入所施設うみねこ学園の業務体制でサービスを提供した。

7 利用者の状況（令和4年3月31日現在）

利用契約者数 43人（男子31人 女子12人）

令和3年度新規契約者数 7人（男子6人 女子1人）

8 利用状況（令和4年3月31日現在）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数	1	2	4	4	4	2	1	6	5	5	4	3	41
延利用日数	3	16	18	22	15	6	14	27	21	12	8	8	170

うみねこ学園〔指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業〕

〔事業開始年月日〕 平成 26 年 4 月 1 日

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう相談に応じ、支援を行う。
- (2) 市町村、障害福祉サービス事業者及び医療機関等との連携を図るとともに、障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に配慮する。

2 事業の内容

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び評価
- (4) 継続的なモニタリング

3 苦情への対応

苦情受付窓口を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和 3 年度苦情受付数 0 件

4 研修の実施状況

- 内部研修
実施なし

5 業務体制

○人員に関する配置基準

指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の事業の人員及び運営に関する基準第3条及び第4条

基準合計	管理者	相談支援専門員
2	1	1

○職員配置

配置合計	管理者	相談支援専門員
[2]	[1]	[1]

※ [] は兼務

6 計画・相談等の状況（令和4年3月31日現在）

事業の種類	計画・相談	モニタリング	件数合計
障害児相談支援	0	0	0
特定相談支援（障害者）	7	122	129

うみねこ塾

〔施設の種類〕	放課後等デイサービス
〔定員〕	10人
〔所在地〕	八戸市大字松館字水野平20番地5
〔建設年月日〕	昭和41年3月31日
〔事業開始年月日〕	令和2年4月1日
〔施設の概要〕	敷地 23238.42㎡ 建物 鉄筋コンクリート平屋建 延床面積 427.08㎡ 付属建物 物置ほか 189.64㎡

1 事業運営の基本方針

障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

【3年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実施状況
利用者の増加、安定した運営を目指し活動内容や行事の掲載等のホームページの活用を通して、当事業所の活動内容の周知を図る。 また、利用希望者に対して見学・活動体験を実施し、不安や抵抗なく当事業所への利用につながるよう努める。	毎月ホームページを更新し、活動の様子、行事予定、利用空き情報等を発信した。 また、うみねこ通信を年4回発行し、保護者及び関係機関等へ配付した。結果、体験見学から契約に結び付くなど、利用者の増加につながった。
個別支援計画に基づいた家庭・教育・福祉の連携・情報共有を図り、計画に沿った支援と保護者への相談支援を実施すると共に、利用者・保護者のニーズに則した支援がなされているか支援会議等での評価及び改善を行う。	毎月支援会議を実施し、児童1人に対し年2回、支援計画・内容の見直しと全職員による共有を行った。 また、小学1年生については、前期は2か月ごとに評価し、計画の見直しを図った。 保護者への相談支援については、年2回の定例開催のほか、保護者の要望により、別途1回開催した。 さらに、特に関係機関と連携が必要な児童について、調整会議に4回参加したことにより、保護者及び関係機関等と情報を共有することができた。
想定される事故や災害に対して迅速に対応できるよう、利用者の実情や避難訓練の反省を踏まえながら、各種マニュアルの見直しや策定を行う。	「危機管理マニュアル」及び「虐待防止要綱」を作成し、事故や災害等に備えた。

2 利用者の処遇

(1) 生活支援等

- ① 一人ひとりの人格を尊重し、個性や成長に合わせて、日常生活に必要な生活スキルを身に付けられるよう支援した。
- ② 一人ひとりの適性、能力等に応じた学習指導・生活指導を行うとともに、関係機関との支

援会議・情報交換等の連携を図ることにより、教育目標や支援方針と整合性のある支援を行った。

- ③ 作業活動や運動訓練を通じ、社会生活・作業に必要な体力や技術の習得を支援した。
- ④ 保護者面談や個別支援会議等をもとに、一人ひとりに合わせた支援計画を設定し、随時支援経過の評価を行うとともに、事業所での支援の成果を家族、相談支援事業所と共有した。
- ⑤ 県立八戸高等支援学校に在籍する利用者に対し、来所への利便性を考慮し、迎車サービスを実施した。

(2) 給食管理

- ① 外部業者との連携を密にし、春・夏・冬休み等の期間中は、利用者に対し安心、安全な食事を提供した。
- ② 調理実習の際には、衛生管理に留意して行い、食中毒の予防に努めた。

3 健康管理

- (1) 利用者の健康状態を観察し、協力医療機関、学校、保護者等との連携を取りながら、感染症等の予防、疾病の早期発見に努めた。
- (2) 職員の保健衛生知識の向上を図るとともに、利用者に対する保健指導と衛生的な環境の維持に努めた。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

「施設利用者等の苦情制度実施要綱」に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

また、施設内に苦情解決の仕組みを掲示し、利用者及び家族等に周知を図った。

令和3年度苦情受付数 0件

(2) 虐待防止

「うみねこ塾虐待防止対応要綱」に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任するなど、万が一、虐待が発生した場合に、迅速かつ適切に対応し、利用者の人権を保護するための体制を整備した。

また、権利擁護に対する意識を高めるため、職員研修を実施した。

令和3年度虐待受付数 0件

○第三者委員

- | | |
|-------|---------------------------|
| 松井敬子 | (八戸市東地区民生委員児童委員協議会会長) |
| 平間恵美 | (NPO法人はちのへ未来ネット代表理事) |
| 石藤奈保子 | (八戸市東地区民生委員児童委員協議会主任児童委員) |

5 施設サービス評価

利用者を個人として尊重し、常に利用者本位で対応するため、施設が行うサービスについて自己評価するとともに、利用者・保護者のニーズや要望を把握するため、保護者評価を実施することにより、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図った。

6 安全管理

- (1) 防災設備等を定期的に点検するとともに、消防署等の指導のもと、施設独自及びいちい寮との合同防災訓練を実施し、防災意識の向上に努めた。
- (2) 利用者の無断外出や交通事故等を防止するため、利用者の状況把握や施設内外の巡視を十分に行い、安全確保に努めた。
- (3) 遊具の安全点検を十分行うとともに、正しい遊び方や使用方法について指導した。
- (4) 防犯用具等を定期的に点検するとともに、警察署等の指導のもと、施設独自及びいちい寮との合同不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上に努めた。

7 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 利用者、職員の感染予防対策を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について、速やかに対応できるよう手続き及び留意点を定め、職員と保護者等へ周知した。
- (2) 利用者に対しては、事業団が定めた対象地域へ出かけた場合、又は対象地域に居住する人と接触した場合に、10日間の利用自粛を依頼した。

8 地域との交流等

(1) 地域との交流・連携等

感染症の予防に留意しながら、地域イベント等の活動に参加した。

(2) 地域における公益的な取組

障害児への接し方等に悩む家族に対応するため、広報誌や面談等を通じて、療育に関する情報提供を行った。

9 年間行事計画

月	日	行事内容	場所
5	19	火災想定合同避難訓練	所内
7	15	不審者対応避難訓練	所内
	26	調理実習	所内
	27~30	外出訓練	市内
8	2~6	お祭り広場	所内
	26	風水害対応合同避難訓練	所内
10	18	火災想定避難訓練	所内
11	10	焼芋会	所内
12	17	不審者対応合同避難訓練	所内
	23~24	クリスマス会	所内
1	12~13	調理実習	所内
2	1~7	作品展	所内
	3	豆まき	所内
	18	地震対応避難訓練	所内

※毎月行ったもの 職員会議・ケース会議・保護者面談

10 研修計画

○内部研修

月	日	研修内容	場所	人数
4	20	新任者研修	所内	2
	30	ホームページ活用に関する研修	所内	5

5	11	危機管理研修	所内	6
	31	AED 講習会	所内	5
7	29～30	てんかん基礎講座（オンライン視聴）	所内	5
10	26	虐待防止に関する研修	所内	6
12	14	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）研修報告	所内	6
1	18	ハラスメントに関する研修	所内	6
合計				41

○外部研修

月	日	研修内容	場所	人数
5	26～27	甲種防火管理資格取得講習会	八戸市	1
8	7	社会福祉トップセミナー	青森市	1
9	10～24	相談支援従事者初任者研修	オンライン	1
12	2～3	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	青森市	1
	10	自閉症支援 WEB セミナー	オンライン	2
1	10	ティーチャーズ・トレーニング	オンライン	1
3	1～21	障害者虐待防止・権利擁護研修	オンライン	2
合計				9

11 業務体制（定員 10 人）

○人員に関する配置基準

基準合計	管理者	児童発達支援管理責任者	保育士 児童指導員
4	1	1	2

○職員配置

配置合計	管理者兼 児童発達支援管理責任者	児童指導員	児童指導員補助
6	1	3	2

12 利用者の状況（令和4年3月31日現在）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約者数	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	19
利用者数	160	145	171	159	150	122	170	165	163	149	138	137
利用率(%)	80.0	72.5	85.5	79.5	75.0	61.0	85.0	82.5	81.5	74.5	69.0	68.5

※利用率＝月利用者数÷20日×10名

※コロナ感染対策による休業期間：9月14日～16日、2月21日～22日、3月7日～9日